

〔博士論文要旨〕

## 国際経済機構の研究

佐藤和男

本研究は、国際経済機構 (international economic organizations) の法的構造と経済的機能とを相互関連的に解明することにより、国際経済機構の本質を追求し、各種の国際経済機構が現代の人類社会で実際に果たしている役割を確認しようと試みている。この考察は、世界経済秩序に関する国際法的認識の実質部分を成すものと考えられる。

こんにち言葉の真の意味における「世界」経済が徐々に形成される機運にあり、「制度」としての世界経済秩序も漸次新しい形態で整備されつつある。世界経済の制度的発展は現在にあっては主として国際経済機構の充実・拡大というかたちで実現をみている。法に基礎づけられた国際機構の枠内で諸国家間の経済関係ないし経済協力関係を確定し維持しさらに発展せしめるといのが、現代の世界経済の組織化の主要な態様である。従来もっぱら主権国家の国内問題 (domestic matters) として外部からの干渉・関与を容認しなかつた国民経済上の諸問題も、いまや広い範囲にわたり国際経済機構の権限内に帰属する国際

関係事項 (matters of international concern) に転化しつつあり、これに伴い国際法は世界経済の中で新たに積極的な役割を演じ始めている。世界経済の主要課題はほとんどすべてが関係する国際経済機構によって検討され処理されているという事実は注目に値する。国際経済機構の発展が諸国民経済相互間における各種の密接な関係の展開を反映していることはいうまでもない。人類の経済生活はある程度没個性的な普遍性をもつものと認められ、広い意味の技術的進歩にうながされて人類の経済生活の態様は、普遍的な法則ともいべきものに従って、よりいっそう規模の大きい経済活動空間および高次の経済秩序を志向してやまない。政治的・文化的に最適単位であった国民国家は現代においては経済的・社会的には必ずしも最適単位ではありえなくなり、あるいは地域的あるいは機能的に経済統合現象が——その内的凝結力に差異はあるが——顕著となっている。現代世界の秩序理念として基本的意義をもつものは「人權」と「ナショナルリズム」であると考えられ、複数国家並存体

制としての現段階の人類共同体は個人の福祉と国民的自治との二つの中心をもつ楕円的な構成をその秩序形成においてとるべきものと思われる。市場経済諸国、中央計画経済諸国ならびに開発途上(低開発)諸国の三グループの分類は合理的と考えられ、各カテゴリーの国家の固有の諸問題、グループの内部関係、グループ相互間の関係における諸問題は、世界経済秩序の観点から個別に仔細な検討を必要とする問題領域である。普遍性の特徴とする経済法則を現今の在り方の人類共同体にもっとも有意義に作用せしめるべく国際法は世界経済に適切な指導理念を注入し流動する世界経済関係の中に一貫した秩序を確立しなければならぬ。平和と繁栄と正義を希求する法のもとに世界経済を秩序づけるという任務は、当面、国際経済機構を通じて達成されるべきものである。換言すれば、国際経済機構に期待されるのは、世界経済の中に「法の支配」(Rule of Law)を実現し拡充することである。国際経済機構は第二次世界大戦を境にして飛躍的な発展を遂げたが、将来においてますます活動の重要性を増し、組織的にも各種水準における調整が進展するものと予想される。本研究は、人類共同体にとって真に価値ある世界経済秩序の建設のために制度的手段として十二分の活用が望まれる国際経済機構に関し、その性質と活動を法と経済との二つの観点から同時併行的かつ総合的に分析し、現存国際経済機構の部分のおよび全体的理解をはかろうとした試みの最初の結実であり、それはまた今日その体系化が学界の急務とされている国際経済法学の主要対象領域への接近の努力を示すものである。

る。一、二八八ページにおよぶ研究の全貌は限られた紙面では要約しがたく思われるので——研究の大部分が実証的具体的な分析で占められている——、重要と考えられる若干の部分を選択して以下に示すこととする。

#### (1) 法的構造

法的には、国際経済機構は国際機構(International organizations)の一種である。国際機構の法的定義として世界的に確立されたものはまだ見当たらないが、たとえば「一群の国家により設立された団体であって、その団体の権限内で構成諸国のために行動する能力をもつ常設機関を有するもの」(Manley O. Hudson)とか、「複数国家より成る団体であって、構成諸国の重大な共通利益に関して政治的または行政的機能を遂行し、さらに国際人格者として構成され承認されたもの」(Ricardo J. Alaró)といった見解が一般的である。公的国際機構、政府間機構という言葉も用いられ、国際法上の協定によって構成せしめられた機構という意味が強調されている。

国際機構はこんにち国際法上の人格性を認められている。それは国内法上の法人格とは区別されるものである。国際機構による国際法人格の享有は多くの場合当該機構の設立条約(基本法)に規定されるが、そうでない場合もある。後者の例として国際連合が挙げられるが、これについて国際司法裁判所は一九四九年四月一日の勧告的意見の中で「国際連合は大きな程度の国際人格と国際面で行動する能力の保有を根拠にしてのみ説明される機能と権利を行使し享有するよう意図されており、事

実そのような機能と権利を行使し享有している」と述べ、最高形態の国際機構 (the supreme type of international organization) である国際連合は国際人格に欠けてはその創設者の意図を遂行しえないと認める。憲章に規定された目的の遂行のために国際人格という属性が国際連合に不可欠であると考えて、それを肯定するという裁判所の解釈方法は、一般に国際機構の設立条約の解釈にさいしての重要な原理になったものと思われる。裁判所はまた、「国際社会の構成員の大多数を代表する五〇カ国(注、国連の原加盟国)はたんにそれら諸国のみが承認する人格ではない客観的な国際人格をもちかつ国際的請求能力をも備えた団体を創設する権限を国際法上有する」と述べて、右の国際人格の客観性を肯定した。こうして以後一般に国際機構の国際法上の人格性については疑問の余地がなくなった。

国際機構が有する独自の権限(権限とは法によって正当化された権力である)は、本来構成諸国の国内管轄権——国家が国際法によって付与された排他的権限——の一部であったものが、それら諸国によって(設立条約の規定にもとづき)委譲ないし委任されたものと考えられる。国際機構が独自の活動領域を確保し、特定の機能の遂行のために広範な権限を行使するようにすると、国際機構自体とその構成国(加盟国)との間に明確な権限画定が要求されるにいたる。つまり、国家は国際機構への参加により自国の排他的管轄権の行使の範囲を制限することに同意するが、残された範囲についての管轄権行使を確実に保護しようとする。このため国際機構設立条約中には、当該機構が

加盟国の(残された範囲の)国内管轄権に属する事項に干渉する権限を有しないことを宣言する「国内管轄権条項」(domestic jurisdiction clause)が設けられるのが一般的である。この条項は、たんに主観的な国家主権の保障の目的に奉仕するだけでなく、国際機構とその加盟国との間の権限分配という重要な機能をも果たすものであることに留意すべきである。

国際機構の権限は既述のごとく元来国家の権限に由来する。国権の作用は立法・司法・行政の三種の作用に大別しうが、そのうちの行政を、立法府の制定した法の実施以上の広義のものに解して、主として政府水準の政策の決定・政府全体の代表などの機能をもつ執行(統治)(execution)と、もっぱら具体的な政策の実施や公的事務の遂行の機能をもつ狭義の行政(administration)とに区別する——両者の差異は程度問題であるが——ことも認められている。国際機構は、それが本来加盟国の執行権限であるものを行使するか、あるいは狭義の行政権限であるものを行使するかによって、統制的(政府的)機構であるか、行政的機構であるかが区別されよう。国際機構は本質上国際社会の部分的ないし一般的組織化として成立しており、当然に構成員が主権国家であることを予定する。世界社会秩序の二形式として「国際社会(複数国家社会)(Staatsgemeinschaft)」と「世界国家(単一国家社会)(Weltstaat)」とが対比されるが、世界国家ないし世界連邦は、組織化された国際社会としての国際機構とは——国際機構がきわめて多数の各種国内事項を国際行動の対象から除外することを基礎とし、また世界政

府が諸国家からの実質的政治権力の恒久的譲渡を要求している点で——まったく異なるものとされる。

国家は国際機構に加盟することにより、その主権にいかなる影響を受けるかという設題に対しては、まず国際法上の主権概念の確定から始めることが肝要であろう。本研究ではグンスト(D. W. Gunst)に従い、国際法上の主権(対外主権)とは、国際法により一定の地球表面に対する排他的管轄権を付与された法主体、すなわち対内主権を有する国際法主体の、国際法の前における平等を意味するものと解し、これによって主権を特定の意味をもつ絶対的法概念とし、事実上の力関係を表示する相対的政治概念としての独立から厳別する。このような概念構成のもとでは、主権は国際法直接性(Völkerrechts-normität)と排他的管轄権(ausschließliche Kompetenz)との二つの本質的徴表をもつことになる。前者は、国際法により直接に規律されかつ国際法の定立および執行の手續に直接に参与しうる能力をもつ主体の特性であり、後者は、国際法により付与される領土的基礎の上に立つ権限を指し、事物管轄権のみならず空間的管轄権をも包含する。しかもこの二つの徴表は相互に切り離しえないものである。主権と、主権という法的地位に帰属する権限とが厳別されることも当然である。条約は主権国家の排他的権限の行使を制限することをその本質としている。国家は、国際機構設立条約を通じてその権限(とくに執行機能に関するもの)の行使に対する制限を受けても、「国際関係についての執行機能を制限されない限り」、国際法直接性と

(狭められたものといえ)排他的管轄権という主権的地位に伴う二つの本質的徴表を維持することにより、なお主権国家たりうるのである。「われわれは、主権概念から、われわれが故意にその定義の中に挿入したところのもの以外の何ものをも引き出すことはできない」(Hans Kelsen)。ウィーン学派の国際法優位一元論を背景とした右の国家主権概念は、しかし、近時においてその妥当性の客観的条件の現実的熟成を見つつあるのではなからうか。なお最初の超国家的機構(supra-national organization)といわれるヨーロッパ石炭鉄鋼共同体は、特定の機能的分野で、連邦が行使するのと類似した権限を有し、構成諸国の国内管轄権はその行使においてかつて例のない重大な制限を課せられたが、しかもその制限は諸国から国際法直接性を奪うに足るものでなく、そのゆえに共同体はたしかに法的に超国家性およびうる特異な要素は有するものの、なお国際機構の一種であることには変わりないのである。

(2) 経済的機能(以下、ごく簡単に触れるにとどめる)

国際経済機構は、その加盟国の範囲により世界的・地域的・部分的と区別され、また遂行する機能の点で単一的・複合的・総合的と分別されるが、組織化ないし制度化された国際経済協力関係を内容とする点では共通しており、遂行すべき主要な経済的機能としては次のようなものが挙げられる。

① 貿易の促進——主として貿易障壁(trade barriers)の低減・撤廃を通ずるもの——

貿易協力にはガットを通ずるものほかに、以下のような

な諸制度がみられる。

(i) 長期の貿易協定・契約

社会主義諸国がよく利用している。

(ii) 関税の特恵的適用

一九三二年のオッターワ協定にもとづく帝国（コモンウェルス）特恵が例。

(iii) 数量制限の特恵的適用

OEECの域内貿易の自由化が例。

(iv) 部門別統合

例、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体。

(v) 自由貿易地域（ガット二四条八項bの定義による）

例、ヨーロッパ自由貿易連合、ラテン・アメリカ自由貿易連合。

(vi) 関税同盟（ガット二四条八項aの定義による）

例、ヨーロッパ経済共同体、中央アメリカ共同市場。

(vii) 経済同盟

例、ベネルクス経済同盟。

以上のうち、(iv)以下は貿易協力以外の要素が相当につよい程度で加わっている。

② 支払・決済の円滑化——通貨交換性の実現・国際流動性の

拡充——

③ 開発資本の供給

国際金融機関、各国政府、民間が区別される。

④ 一次産品市場の規制

⑤ 国際移住の調節

⑥ 諸国の国内経済政策の調整

⑦ 輸送通信組織の調和

⑧ 公正取引の条件の確立

以上の諸機能が単独に、もしくは複合的に国際経済機構を通じて遂行されるわけであるが、このうち⑧の機能はむしろ国際経済関係における重要な理念を具体化したものとして、他の諸機能の実現と重なりあっている場合が多い。

国際経済機構のうちには、地域的基礎に立つ複数の国家の間の経済統合（economic integration）を実現することを目的として創設されるものがある。経済統合概念は多義に用いられるが、統合のための組織的枠組としての関係国際経済機構が前出の諸主要機能を結合せしめて総合的に遂行するという特徴を共有している。

(3) 世界経済の組織化

現存の国際経済機構は、権限・機能の内容から調整的機構と（広義の）経済同盟的機構とに区分することが可能である。前者は、諸国の経済活動を、国際的合意を通じて促進し、特定の目標へ志向せしめ、調整することを目的としており、後者は、構成諸国間の相対的に高度に密接な経済的ならびに政治的結合を実現しようとするものであり、その（通常比較的少数の）加盟諸国が経済政策の分野での国家の基本的機能をこの種の機構に全領域にわたり共通機関を通じて行使せしめる程度は調整的機構の比ではない。もっとも、経済同盟的機構は、独立した主

権国家相互間の目的的結合である点において、言語・文化・歴史の共通性にもとづく共同体意識を根底にもつ一九世紀的関税同盟(ドイツ)のごとき組織から区別されうる。

国際経済の世界的な調整的機構としての国際連合と、機能的協力を原則とするその専門機関(specialized agencies)は、国際連合経済協力体制の骨格を形成しているが、経済社会理事会の調整機能のもとにあらゆる国際経済機構を統一的に編成し統轄しようとする試みは十分な成功を収めておらず、国際連合体制の枠外にいくたの重要な特別機構(多くは地域機構)の存在を見ているが、たとえば政治的緊張に起因するものとしてヨーロッパ経済協力機構(OECDの前身)やコメコン(東ヨーロッパ圏経済相互援助協議会)が挙げられる。

先進諸国間の経済統合の代表と見られているヨーロッパ経済共同体(EEC)は、ローマ条約を基本法とする地域経済機構であり、加盟諸国の国内市場を相互に開放せしめることを目標とし、そのために生産物・資本・労働の国境を越えての自由な移動を妨げるあらゆる要因の排除と、加盟諸国の経済条件のある程度の均一化を追求している。石炭鉄鋼共同体を含めた六カ国統合体においてしばしば指摘される機能における超国家性とは、主として私的企業による有効かつ自由な競争の遂行を確保すべき機能、各国政府による民間業界への干渉による競争の阻害や企業間の協定による競争の制限・歪曲などを排除すべき機能を指し、同時にまた共同市場全体にとって有利な統合の純所得効果の確保のうちに、統合の利益がすべての当事者により享

受されるよう共同市場内の諸国間、一国の諸地域間、あるいは諸階級間に公正かつ平等な所得・利益の分配が実現されるよう確保する機能をも指している。経済機構としてのEECは加盟諸国の企業活動に直接に干渉するのではなく、むしろ企業活動の自由を保障し、価格メカニズムないし市場メカニズムが共同市場の広い範囲にわたって有効に作用するよう誘導しようとしている。共同市場の経済哲学として、新自由主義、社会的市場経済、もしくは自由主義と社会主義のジンテーゼ(自由放任と強権的計画主義の間の第三の道として、法の枠内での自由競争組織の可能性を認めるもの)といふことがいわれるのは、右のような機能の超国家性の内容にもとづく。

発展途上にある低開発諸国の相互間の経済統合は、先進諸国間のそれとはおのずから実質を異にし、地域経済機構としての制度も機能も特異なものがあることが確認されなければならない。低開発地域としてのラテン・アメリカには中央アメリカ共同市場とラテン・アメリカ自由貿易連合(LAFTA)との二つの地域経済統合機構の成立をみているが、この種の共同市場形成の理論的基礎としては、(1)地域的基盤に立った保護政策の採用(先進工業国の低コスト低価格商品の流入を阻止して域内工業を育成し、ゆくゆくは国際競争力をもたせるのが目標)と、(2)規模の活用(大市場を前提とすることにより企業の最適生産規模化を可能とし、かつ最適の地域的分業体制を確立するのが目標)とに要約されよう。もっとも、LAFTAの場合など、共同市場化が完全におこなわれたときでも、その貿易構造

の特性により域内貿易自由化にとまないヴァイナー (J. Viner) のいわゆる貿易創造効果よりも貿易転換効果がよく現われることが予想され、したがって、少なくとも工業化が完全に軌道に乗り国際競争力がつよくなる以前には、L A F T A 全体としての実質国民所得にとりマイナスの作用があるものと考えられる。さらに完全な貿易自由化の達成以前にも重大な問題がある。すなわち、域内貿易の自由化の進捗も L A F T A の貿易パターンにさほど重要な影響を与えておらず、工業製品についての自由化 (それこそが地域的計画にもとづく工業面の最適分業体制の確立をめざす L A F T A の基本的目標たるべきものである) は将来どの程度遂行されるかが懸念される。加盟諸国中にも自国工業の発展のために (他の加盟国に対し) 厳格な保護政策をとる国が多く、補完協定の規定に盛り込まれた理念の実現からは程遠い状態にある。そのうえ各国での工業発展も資本不足、外貨不足などの要因により阻害されていて、工業製品の自由化の段階への到達も危ぶまれる。工業製品の自由化はおろか一次産品の自由化の進捗にも経済的理由による障害が出現している有様である。このように低開発国間の経済統合体としての L A F T A は多くの難関に遭遇しているが、それにもかかわらずこの機構を通ずる地域経済協力の努力が、発展を求めると必要であること自国の経済的社会的構造の改善・強化とともに必要であることには変わりがない。L A F T A の法的構造は関係経済の実体に照して少しく先行的なきらいをもったものと考えられ、制度と経済の実体との間隙の補填が機構運営上の大きな課題とされ

らる。

(4) 諸国の対外経済政策とそれらの相互調整  
世界の主要貿易投資国 (とくにアメリカ) の通商政策、海外援助政策、低開発諸国の (とくに二度にわたる国際連合貿易開発会議において強力に推進された) 政策的諸要求、社会主義諸国との貿易の技術的特性、国際企業の果たす現実的役割、海外投資の保護措置などが本研究の重要な対象とされている。

#### (5) 国際経済機構分析の方法

一般に国際機構の法的構造は、その機構によっていとなまれる実質的機能について一般的な方向づけを意図する制度的枠組を提供する。実質的機能とは狭い意味では当該機構自体の機能によりいとなまれるものを指すが、広い意味では機構の枠内で国家・国内諸団体・個人等により遂行される行動の総体をも指すことがある。機構の法的構造はそれ自身の機能を含めたこれらの行動主体の行動を必然的に制約するが、肝要なのはその制約の態様である。国際機構の法的構造も主権国家を代表する政府の間の同意にもとづいて決定されている関係上、その中に政府または政府を最高水準とするさまざまな行動主体にとり望ましい実体的関係の発現を、もっとも容易にするような特性を付与されていると考えられる。換言すれば、法的構造のうちには機構の設立に参加した行動主体 (複数) が包蔵する理念ないし目的が当然に最大公約的なかたちで反映されている。もっとも、国際機構の枠内においても各種行動主体は機構を通ずる制約を受けつつも、独自の内的論理にもとづいてその行動を展開して

ゆく。国際機構がその法的構造のゆえに実体的関係の発展に特別におよぼす効果こそ、実質的な意味での国際機構の機能といえるであろう。

本研究で確立された国際経済機構の分析の方法は、大要次のとおりである。(1)初めにその法的構造を明らかにするために、創設条約を分析し、とりわけ当該国際機構の機関と、加盟国間の権限分配を確認し、機関の権限の範囲を確定する。(2)次に問題の国際機関がどの程度与えられた法的権限を行使し(あるいは行使せず)、いかなる国際政策的目標にしたがって、どのような国際(ないし地域)経済行政を実施したかを、実際に即して分析・検討する。(3)このような国際経済行政が加盟諸国の国民経済や民間企業・個人等に与えた実質的効果について、主として経済学的観点から考察する。経済的効果が所期の(創設条約で掲げられた)目的と一致しない場合には、逆に制度・組織・運営面の改善の方向を追求し、極端な場合には創設条約の改正手続に着手する場合もありうる。

以上においては、法学と経済学との提携が、分析の必要な前提とされることはいうまでもない。

最後に本研究の「目次」を掲げておく。

- 序章 世界経済秩序と国際機構
- 第一編 国際機構の法的特性
  - 第一章 国際機構の法的構造
  - 第二章 主権国家と国際機構との法的関係
  - 第三章 国際連合憲章と国内管轄権

- 第四章 国際機構の特権と免除
  - 第二編 国際経済機構の形態と機能
    - 第一章 国際貿易協力の主要形態
    - 第二章 国際経済機構の機能的分析
    - 第三章 国際経済統合の概念
  - 第三編 国際連合と低開発国の経済開発問題
    - 第一章 国際連合の経済協力体制
    - 第二章 低開発国のための経済協力
    - 第三章 低開発国の政治経済状況
    - 第四章 国際連合の低開発国援助
    - 第五章 国際連合貿易開発会議
  - 第四編 ヨーロッパ経済統合の展開
    - 第一章 西ヨーロッパ地域経済統合の概観
    - 第二章 ヨーロッパ自由貿易地域案
    - 第三章 ヨーロッパ自由貿易連合
    - 第四章 経済協力開発機構の成立
    - 第五編 ヨーロッパ共同市場の構造と機能
      - 第一章 ヨーロッパ共同市場における法と経済
      - 第二章 ヨーロッパ経済共同体の機能と権限
      - 第三章 ヨーロッパ共同市場の法律問題
      - 第四章 モーリス・アレの経済統合理論
      - 第五章 ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の性格と構造
      - 第六章 ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の価格制度
  - 第六編 ラテン・アメリカの地域経済機構



第一章 ラテン・アメリカ経済の概観  
 第二章 ラテン・アメリカ経済統合の進展過程  
 第三章 ラテン・アメリカ自由貿易連合  
 第四章 中央アメリカ共同市場  
 第七編 世界経済秩序の諸問題  
 第一章 アメリカ貿易政策の法的基礎  
 第二章 アメリカ対外援助政策の形成  
 第三章 海洋秩序の新展開  
 第四章 国家の経済活動と主権的免除の原則  
 第五章 海外事業経営の法的側面  
 第六章 外国民間投資に対する法的保証

〔博士論文審査要旨〕

論文題目「国際経済機構の研究」

論文審査担当者	皆川 洗
	細谷 千博
	畑場 準一

1

本論文（「国際経済機構の研究」昭和四三年、新生社）は、序章につづき、つぎの七編から構成されている。

第一編 国際機構の法的特性

第二編 国際経済機構の形態と機能  
 第三編 国際連合と低開発国の経済開発問題  
 第四編 ヨーロッパ経済統合の展開  
 第五編 ヨーロッパ共同市場の構造と機能  
 第六編 ラテン・アメリカの地域経済機構  
 第七編 世界経済秩序の諸問題

各編には、申請者がいまままでに発表した諸論文が配列され、全部で一、二八八ページにわたる膨大な記述となっている。各編におさめられた諸論文の具体的内容は、申請者によって簡明に要約されているので、ここにくりかえして述べる必要はない。全体としていえば、この研究は、国際経済機構を中心とする広範かつ、多岐の問題領域に及んでおり、そこには申請者による「国際経済機構論」という新しい学問の開拓をめざす意欲と努力の成果を認めることができる。

一、申請者の直接の目標は、国際経済機構論を一つの新しい学問体系としてうちたてるにある。しかし、申請者は、より広く国際経済秩序との関係で問題状況をとらえようとする。伝統国際法のもとでは、経済問題は大部分国々の国内管轄に留保された領域を構成し、自由と不干渉の原則に支配されていたが、再度の世界大戦をへて、国々の経済問題における相互依存と協力は、深まり、かつ広がった。かつての国々の経済的留保領域は、増大してやまない二国間・多国間条約の規制によって国際化されるにいたった。

そうした一般的傾向の中で、申請者は、現代的問題の一つを、

国際主体としての国々が三つのグループないし部分に分けられている、ことに求める。この角度から、国際経済における資本主義国、社会主義国および低開発国のそれぞれの内部問題、そして各グループ間の相互関係という問題領域が見られる。もう一つは、国際経済におけるいちじるしい組織化の現象である。現代の国際経済生活では、かつて散在していた、ひとにぎりの行政連合ではとうてい間にあわなくなった。いまや国際連合の経済社会理事会を中心の一連の専門機関がとりまき、さらにいくつかの重要な地域的経済機構が形成されるにいたった。ここでも、各機構の内部問題と、そして機構間の提携・調整の問題が生ずる。こうして、申請者が関心をよせる問題領域は、きわめて広範、かつ多岐にわたっている。

二、申請者は、国際経済機構論の方法論的特色として、法律学と経済学の密接な協力の必要を説く。

国際経済機構の法的構造は、その中で、またそれを通じて実質的経済機能が展開・遂行されるわくぐみである。それは、実質的機能を遂行するためのいわば手段であって、この関連を無視した法的分析の形骸性・不毛性が強調される。

こうして、申請者は、経済機構について「国際機構論的アプローチ」を提唱する。それによれば、まず機構の設立条約を分析し、その法的組織、なにかんずく、その機関や加盟国政府の権限関係を解明する。つぎに、関係機関による権限行使の態様、その展開する国際経済行政の実態を検討する。そして、この国際経済行政の遂行が加盟国や民間企業に与えた実際的効果を、

主として経済学的観点から考察する。もし経済的効果が機構の設立によって期待されたものと一致しないときは、その一致をめざして、制度・組織面での改善の方向をさぐるというのである。

三、申請者は、国際機構論的研究のために用いられるいくつかの概念に検討をくわえる。

それは、国際法上の周知の概念、すなわち、国家主権、国際機構（政府間機構）・その国際人格、機構内部法、国内管轄事項、国家結合の諸形態の検討からはじまり、国際経済の領域における協力形態（経済同盟、関税同盟、自由貿易地域など）や経済機構の機能的側面（貿易障壁の低減・撤廃、通貨交換性の実現、一次産品市場の規制など）の分析・類型化におよぶ。さらに、すぐれて経済学的意味内容をもつ「経済統合」の概念についても、経済学、政治学、あるいは法律学の立場から試みられたさまざまな定義について検討をくわえている。

申請者は、現代的主権概念のテストとして、国の享有する国際法直接性と排他的管轄権をぬきだし、「経済統合」については、まだ国際法の用語として成熟していないが、それは複数国民経済の一体化という意味での「経済統一」とは概念的に区別されるとする。他方、ヨーロッパ共同体については、加盟国の「法的国家性」（国際法直接性）が、加盟国の相互関係において維持されながら、経済的観点からみた国家性は、内部的市場秩序においてうすらぎ、やがては統合から統一へとすすむ可能性さえひめていることを指摘する。

## 2

一、申請者の本論文における多彩な論究の展開にもかかわらず、そこには統一的体系としての国際経済機構論が提示されているのではない。それは、この領域におけるさまざまな問題についての個別研究の集成である。しかし、この点、申請者がとりこんでいるのは、広範囲の、そして複雑な諸問題を含む、まさに発展途上の学問領域であることが念頭にとどめられるべきであろう。将来、この領域における体系化という困難な仕事を期待するのに十分な申請者の学識と意欲的姿勢は、諸論文の随所に見みでており、ここに提出されたかたちにおける研究によって、すでに学界に寄与するところ大きいものがあると認められる。

二、国際機構論的アプローチについては、たしかに機構設立条約の単なる法的分析だけで十分でないことは明らかであるが、この不足をおぎなう役割の経済学に対する全面的・自動的移譲によって、「国際機構論」としての独自性がそこなわれはしないかという疑いが提起されるかもしれない。しかし、重要なのは、考察の具体的成果であり、またわが国における国際経済機構の研究状況にかんがみ、平板な解説のレベルをのりこえよう

とする申請者の積極的な態度と研究業績は高く評価されるべきである。

三、国際法のみならず、国際機構との関連でも、基礎的な概念である国家主権について、もしそれを国際法の直接譲与する権限として理解するならば、経済の統合的傾向と結びついて、超国家的権能の創設とそれへの従属は、おそらく自然な成行とみられるであろう。しかし、いま主権を国家秩序の本源性として理解するならば、主権の障壁を関税障壁と同列に論ずることは、とうていできないとおもわれる。そうした側面をも考慮し、申請者の主権に関する省察が、いっそう深められることを期待する。それにしても、申請者が豊富な資料を渉猟し、その方法と諸概念を駆使してまとめ上げた成果、たとえばヨーロッパ共同市場に関する研究は、それ自体として存在理由を主張しうる業績であり、他方、ラテン・アメリカの地域経済機構の研究は、申請者においてはじめてよくなしうる貴重な記述を提供している。

以上によって、審査員一同は、論文審査の一環として行なった最終試験の結果をも考慮し、申請者が一橋大学法学博士の学位を受けるに価するものと判断する。

昭和四五年二月一四日